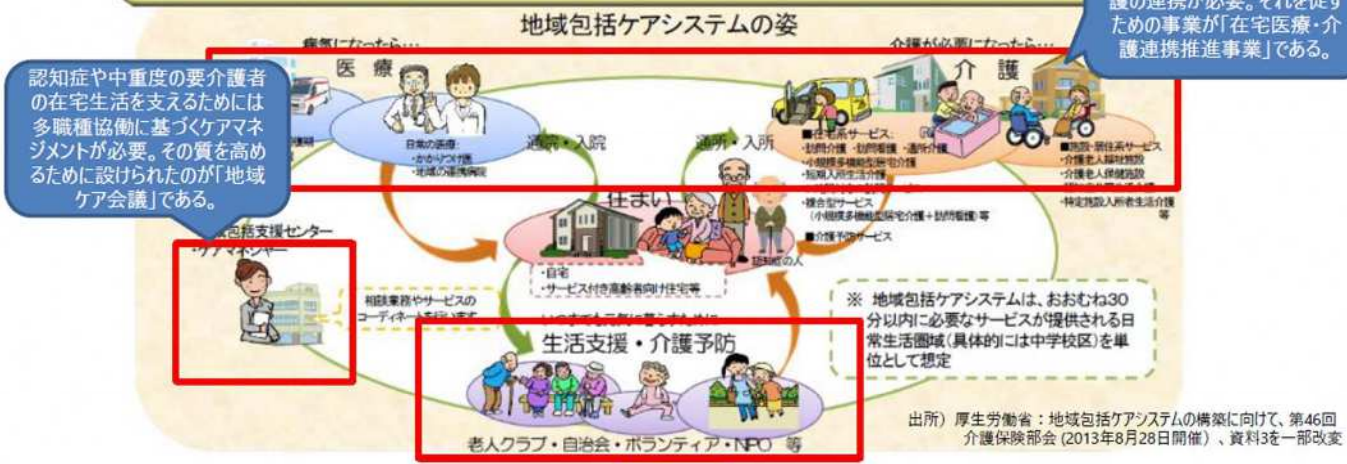


地域包括ケアシステムの目的と各種事業(手段)の関係

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

中重度の要介護者の在宅生活を支えるためには医療と介護の連携が必要。それを促すための事業が「在宅医療・介護連携推進事業」である。



事業が目指していること(事業目的)

たとえ認知症や重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域や自宅で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる

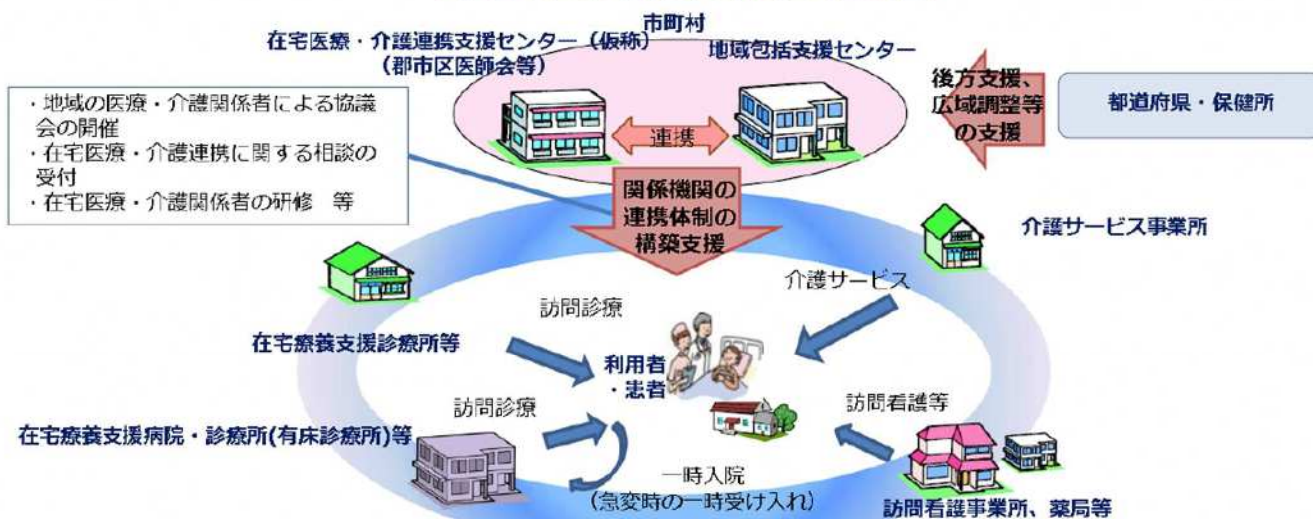
【令和5年度在宅医療・介護連携推進事業市町担当者研修会講義資料より抜粋】

在宅医療・介護連携推進事業の推進 (2015.4～)

- ・介護保険法の地域支援事業に位置づけ、**市町村が主体**となり、**郡市区医師会と連携**しつつ取り組む。
- ・可能な市町村は2015年4月から開始、**2018年4月には全市町村で実施。**
- ・原則として、以下の8事業を実施する (**一部を郡市区医師会等に委託可能**)。

ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握	イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応の協議
ウ) 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営	エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
オ) 在宅医療・介護関係者の研修	カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
キ) 地域住民への普及啓発	ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携

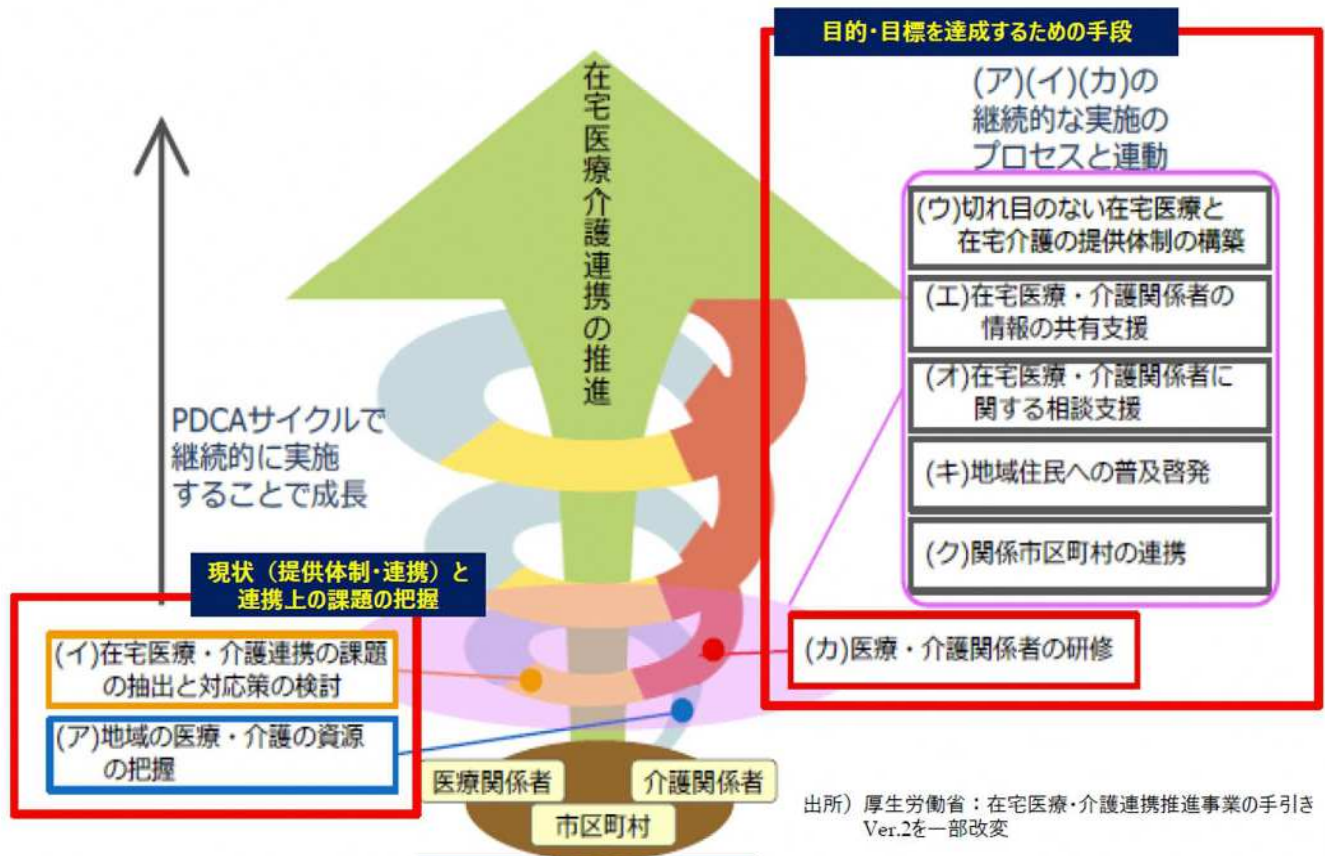
図. 在宅医療・介護連携推進の概念図



出所) 厚生労働省：在宅医療・介護連携について、第2回都道府県在宅医療・介護連携担当者・アドバイザー合同会議、資料1-1を改変 (2014/10/9)

【令和5年度在宅医療・介護連携推進事業市町担当者研修会講義資料より抜粋】

在宅医療・介護連携推進事業の進め方のイメージ (8つの事業の目的は何かを意識する！)



18

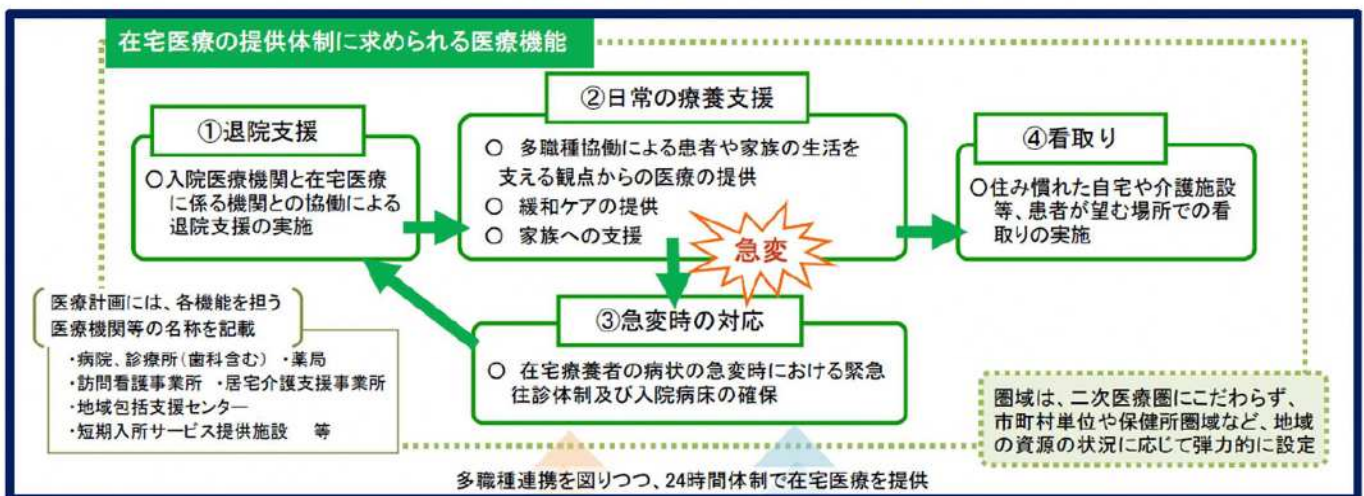
【令和5年度在宅医療・介護連携推進事業市町担当者研修会講義資料より抜粋】

【期待されること】在宅医療の4場面別にみた提供体制構築と連携の強化

図. 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
- ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・他医療機関の支援
- ・医療、介護の現場での多職種連携の支援

・在宅療養支援診療所
・在宅療養支援病院 等

在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
- ・地域の関係者による協議の場の開催
- ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
- ・関係機関の連携体制の構築 等

・医師会等関係団体
・保健所・市町村 等

出所）厚生労働省：在宅医療の現状、第1回全国在宅医療会議（平成28年7月6日）参考資料2より引用

【令和5年度在宅医療・介護連携推進事業市町担当者研修会講義資料より抜粋】

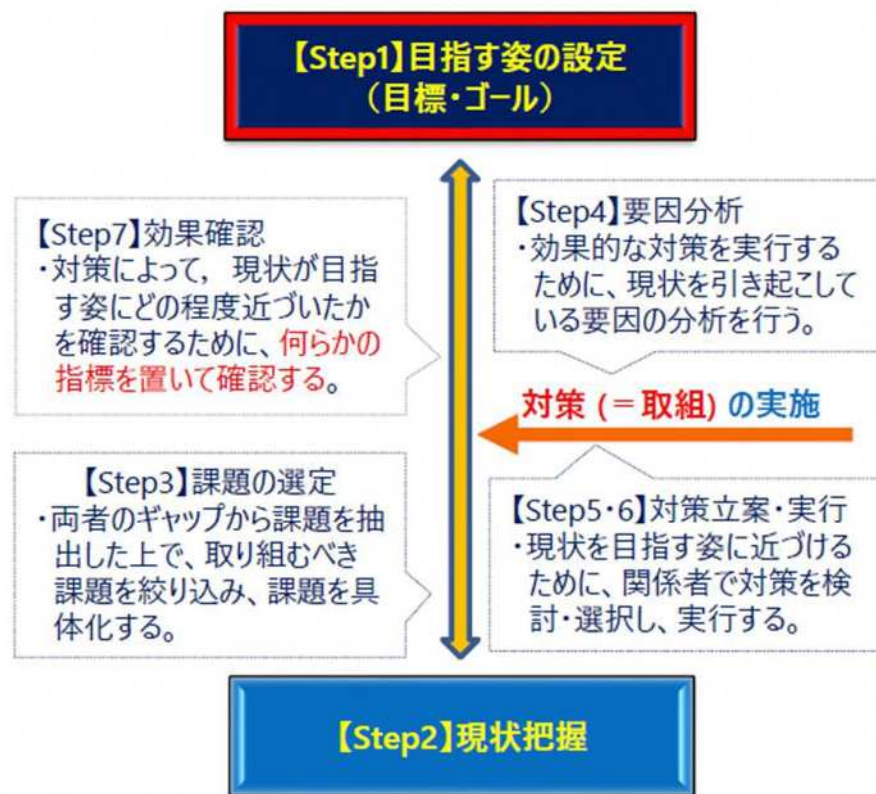
19

事業のあるべき展開方法とは

－厚生労働省「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引きより」－

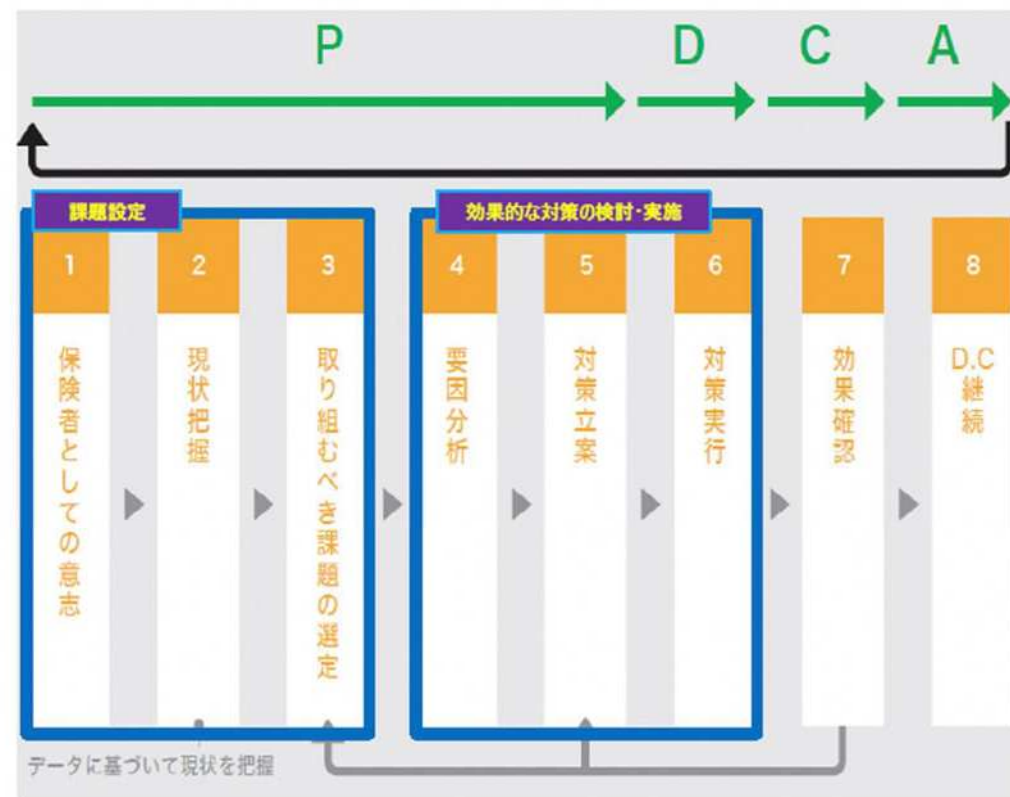
- 課題とは、「目指す姿」と「現状」のギャップのこと。マネジメントとは、様々な対策により、現状を目指す姿に近づけること（＝課題を解決すること）である。
- 様々な対策の中から、効果的な対策を選択するためには、現状を引き起こしている要因や原因をおさえる必要がある。これを「要因分析」という。これら分析を通じて、より結果的な対策を関係者で検討・選択し、実行していくことになる。
- 課題解決に向けた一連の展開手順を示したものが「PDCAサイクル」で、①課題設定(Step1～3)、②効果的な対策の検討・実施(Step4～6)、③評価(Step7)から構成される。

図. マネジメントの構造とは



出所) 川越作成

図. あるべき展開方法



出所) 厚生労働省老健局介護保険計画課：介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（2018.7.30）を一部改変